

議案第27号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の内容

広報に関する所管を市民交流部から企画経営部に移管する

2 提案理由

子育て世代が住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためには、本市の強みを様々な媒体を駆使して発信し続けることが必要不可欠である。

広報に関する所管を企画経営部に移管し、広報課が市の政策立案・予算編成段階から関与することで、市の強みにつながる施策に関する情報を、これまでより早い時期から把握しやすくなり、市民に伝えたい情報、市民が必要としている情報、定住人口・交流人口・関係人口の増加につながる情報などを効果的に発信することで、シティプロモーションの推進が可能になる。

3 施行日

令和3年4月1日

4 新旧機構図（抜粋）

令和2年4月1日現在市長部局組織	
9部22室58課	
企画経営部	3室9課
政策室	秘書課
	政策推進課
	施設マネジメント課
	情報政策課
行財政改革室	行革推進課 財政課
市税収納室	市税収納課
	市民税課
	資産税課
市民交流部	2室6課
きずなづくり室	市民相談課
	広報課
	市民協働推進課
市民生活室	窓口サービス課 (各SS・SC)
	国民健康保険課 (国民健康保険診療所)
	医療助成課

令和3年4月1日現在市長部局組織	
9部22室58課	
企画経営部	3室10課
政策室	秘書課
	広報課
	政策推進課
	施設マネジメント課
	情報政策課
行財政改革室	行革推進課 財政課
市税収納室	市税収納課
	市民税課
	資産税課
市民交流部	2室5課
きずなづくり室	市民相談課
	市民協働推進課
	窓口サービス課 (各SS・SC)
市民生活室	国民健康保険課 (国民健康保険診療所)
	医療助成課